

## 浜松市ギフチョウ保護監視員活動要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市ギフチョウの保護に関する条例（平成17年浜松市条例第140号）第6条第1項に規定する保護監視員（以下「監視員」という。）の活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (保護監視体制)

第2条 監視員による監視は、年間20日程度行うものとする。

2 前項の監視は、ギフチョウの飛び交う毎年3月下旬から4月中旬までの期間（以下「重点期間」という。）を重点的に行うこととし、特に当該期間の日曜日及び土曜日においては、監視体制の強化に努めるものとする。

### (報告)

第3条 監視員は、監視活動の状況を浜松市ギフチョウ保護活動記録(第1号様式)により、重点期間については、5月末日までに、他の期間については、翌年の4月末日までに、市長に報告するものとする。

2 監視員は、保護地域の状況について特に報告の必要があると判断したときは、浜松市ギフチョウ保護活動把握事項報告書(第2号様式)により直ちに市長に報告するものとする。

### (活動謝礼金)

第4条 市長は、監視員に対し、予算の範囲内において活動謝礼金を支給することができる。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。



第2号様式（第3条関係）

浜松市ギフチョウ保護活動把握事項報告書

年 月 日

浜松市長 様

ギフチョウ保護監視員  
氏名

ギフチョウ保護監視活動中に、下記事項を把握したので報告します。

記

- 1 . 日時
- 2 . 場所
- 3 . 概要（原因、現状など）
- 4 . 処置又は意見